

# 高額介護合算療養費制度についても 見直しが実施されます

一定以上所得者については、現役世代と同様に、細分化した上で限度額の引き上げが行われます。

○平成30年7月まで

70歳から75歳未満	医療保険+介護保険
一定以上所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(市町村民税非課税)	31万円
低所得Ⅰ (低所得Ⅱのうち一定の基準に満たない者)	19万円

○平成30年8月から

所得区分	医療保険+介護保険
標準報酬の月額83万円以上	212万円
標準報酬の月額53万円以上83万円未満	141万円
標準報酬の月額28万円以上53万円未満	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(市町村民税非課税)	31万円
低所得Ⅰ(低所得Ⅱのうち一定の基準に満たない者)	19万円

- ※1 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用します。
- ※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円となります。